

地域森林計画（変更計画）書（案）

（富士川上流森林計画区）

自 令和 4年 4月 1日
計画期間
至 令和14年 3月31日
（変更年月 令和5年12月）

山 梨 県

地域森林計画（変更計画）書

（富士川上流森林計画区）

変更理由

○ 計画量の見直し

「全国森林計画」の策定を受けて、間伐立木材積その他の伐採立木材積及び、人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量を変更するものである。

目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

I 計画の大綱

(計画の目的)	1
第1 森林計画区の概況	
1 位置及び面積	1
2 自然的背景	1
3 社会的経済的背景	1
4 計画区内森林の現況	1
5 その他(計画区内における近年の動向)	2
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	2
1 伐採立木材積	2
2 間伐面積	2
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	2
4 林道の開設及び拡張の数量	2
5 保安施設の整備	2
6 要整備森林の施業の区分別面積	2
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	2
1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
2 森林の整備に関する事項	2
3 森林の保全に関する事項	2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	3
1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積	3
2 地域森林計画対象森林の選定	3

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標 3
 - (2) 森林整備・保全の基本指針 3
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 3
- 2 その他必要な事項 3

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 3
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 3
 - (3) その他必要な事項 3
- 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する指針 3
 - (2) 天然更新に関する指針 3
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 4
 - (4) その他必要な事項 4
- 3 間伐及び保育に関する基本的事項
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 4
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針 4
 - (3) その他必要な事項 4
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針 4
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 4
 - (3) その他必要な事項 4
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 4
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 4
 - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方 4
 - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 4
 - (5) 林産物の搬出方法等 4

(6) その他必要な事項	4
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	5
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する 方針	5
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	5
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	5
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	5
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	5
(6) その他必要な事項	5
第4 森林の保全に関する事項	5
1 森林の土地の保全に関する事項	5
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	5
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出 方法	5
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	5
(4) その他必要な事項	5
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	5
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	5
(3) 治山事業の実施に関する方針	5
(4) 特定保安林の整備に関する事項	6
(5) その他必要な事項	6
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方 針	6
(2) その他必要な事項	6
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	6
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	6
(3) 林野火災の予防の方針	6
(4) その他必要な事項	6

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	6
1	保健機能森林の区域の基準	6
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	6
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	6
(3)	その他必要な事項	6
第6	計画量等	
○ 1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	6
2	間伐面積	7
○ 3	人工造林及び天然更新別の造林面積	7
4	林道の開設及び拡張に関する計画	7
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	7
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	7
(3)	実施すべき治山事業の数量	7
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	7
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	7

本文中、「前計画書」とは、令和4年1月公表の地域森林計画書（富士川上流森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

I 計画の大綱

（計画の目的）

前計画書のとおり。

第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

前計画書のとおり。

2 自然的背景

（1）地形

前計画書のとおり。

（2）河川

前計画書のとおり。

（3）地質

前計画書のとおり。

（4）土壌

前計画書のとおり。

（5）気候

前計画書のとおり。

3 社会的経済的背景

（1）人口

前計画書のとおり。

（2）産業別就業者数

前計画書のとおり。

（3）交通

前計画書のとおり。

4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

（1）森林の所有構造

前計画書のとおり。

（2）森林資源の状況

前計画書のとおり。

(3) 保安林等の指定状況

前計画書のとおり。

5 その他（計画区内における近年の動向）

(1) 木質ペレット工場及びチップ工場の稼働

前計画書のとおり。

(2) 「武田の杜」が森林セラピー基地に認定

前計画書のとおり。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画書のとおり。

1 伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

4 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

5 保安施設の整備

(1) 保安林の指定面積

前計画書のとおり。

(2) 治山事業施行地区数

前計画書のとおり。

6 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

前計画書のとおり。

1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

前計画書のとおり。

2 森林の整備に関する事項

(1) 人工林資源の循環利用の促進

前計画書のとおり。

(2) 森林施業の合理化

前計画書のとおり。

3 森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積

前計画書のとおり。

2 地域森林計画対象森林の選定

前計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

(2) 森林整備・保全の基本方針

前計画書のとおり。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

(1) 公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

(2) 県民参加の森林づくり

前計画書のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 林産物の搬出方法等

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

前計画書のとおり。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 保安施設の整備に関する方針

(1) 保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 治山事業の実施に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 特定保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

前計画書のとおり。

(2) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

前計画書のとおり。

(3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千 m^3)

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,951.2	1,877.7	73.5	1,080.2	1,015.4	64.8	871.0	862.3	8.7
うち前半5年分	959.7	923.9	35.8	523.7	492.3	31.4	436.0	431.6	4.4

2 間伐面積

前計画書のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区分	人工造林	天然更新
総数	3,962	3,060
うち前半5年分	1,962	1,395

4 林道の開設及び拡張に関する計画

前計画書のとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

前計画書のとおり。

第7 その他必要な事項

1 保安林その法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

(3) 自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

(4) 砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(1 0) 風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(1 1) 自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

(1 2) ユネスコエコパーク区域の施業方法

前計画書のとおり。